

(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行つており、同条に定める看護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービス費の算定に関する基準の例により算定する。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

□ (略)

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーション費の算定方法	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数及び指定通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
---	---

十五 (略)

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数及び指定通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

十五 (略)

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数及び指定通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	口 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

□ (略)

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
施行規則第百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。 第百二十七号) 別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十七

(略)

十八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(略)

- (1) (略)
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護費）（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所で、あつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
(略)	(略)
(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法

十七

(略)

十八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(略)

- (1) (略)
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）及び認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所で、あつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
(略)	(略)
(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法

			厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準
			別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。
	(略)		指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。
		ハ (略)	二 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法 (1) (略) (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数
			次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費及び特定介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準 (略)	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養 介護費の算定方法 (略)	厚生労働大臣が定める介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表のI型介護医療院介護予防短期入所療養介護費又はI型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3)

指

定

介

護

予

防

短

期

入

所

療

養

介

護

事

業

所

の

医

師

、

薬

剤

師

、

看

護

員

又

は

介

護

職

員

の

基

準

が

定

め

る

員

数

の

基

準

が

定

め

る

員

数

を

算

定

す

る

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部改正)
第十九条 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改

正

後

改

正

前

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ (略)

口 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。
a・e f bからeまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上

i・ii (略)

iii 見守り機器及び情報通信機器(以下「見守り機器等」という。)を活用する際の安全部制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施

し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共にして、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

(1)～(5) (略)

iv (略)

(3) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百四十条の十四に規定する共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

八 夜勤職員配置加算(I)からIVまでを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ (略)

口 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。
a・e f bからeまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上

i・ii (略)

iii 見守り機器及び情報通信機器(以下「見守り機器等」という。)を活用する際の安全部制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施

し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共にして、当該委員会において必要な検討等を行って、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1)～(5) (略)

iv (略)

(3) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百四十条の十四に規定する共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

八 夜勤職員配置加算(I)からIVまでを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

- (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (ロ(1)-(f)の規定に基づき夜勤を行いう介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員の数に十分の八を加えた数)
- i・ii (略)
- (1)～(4) (略)
- (2) 夜勤職員配置加算(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (略)
- (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数
- i・ii (略)
- (3)～(4) (略)
- (2) 夜勤職員配置加算(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (略)
- (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (ロ(2)-(f)の規定に基づき夜勤を行いう介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員の数に十分の八を加えた数)
- i・ii (略)
- (1)～(4) (略)
- (2) 夜勤職員配置加算(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (略)
- (2) 夜勤職員配置加算(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (略)
- (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数
- i・ii (略)
- (3)～(4) (略)

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(+) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)又は(W)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上(次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、一・六以上)であること。ただし、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数(以下この号において「利用者等の数」という)が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上であること。

a | 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定短期入所療養介護事業所の利用者の数以上設置していること。

b | 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

c | 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、委員会(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会をいう。(三)において同じ。)において、介護職員・看護職員その他の職種の者と共にして、必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

i | 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

ii | 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

iii | 夜勤時間帯における緊急時の体制整備

iv | 見守り機器等の定期的な点検

v | 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(略)

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(W)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上(次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、一・六以上)であること。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上であること。

i | 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定短期入所療養介護事業所の利用者の数以上設置していること。

ii | 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

iii | 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、委員会において、介護職員・看護職員そ

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)又は(W)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(+) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)又は(W)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上(指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数(以下この号において「利用者等の数」という。)が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上)であること。

(新設)

(新設)

(略)

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(W)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上であること。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上でよいこと。

i | 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定短期入所療養介護事業所の利用者の数以上設置していること。

ii | 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

(新設)

の他の職種の者と共同して、必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

夜勤時間帯における緊急時の体制整備

見守り機器等の定期的な点検

見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

口・ハ
(略)
b
d
(略)

(2)
(3)
(略)

口・ハ
(略)

(略)

四
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ
(略)

ハ
夜勤職員配置加算(I)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算1(II)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算1(III)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算IV)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i
(略)

ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数

i
ii
(略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) (4)
(略)

(3) (2)
(略)

(3) (2)
夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) (4)
(略)

(3) (2)
夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

三
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ
(略)

ハ
夜勤職員配置加算(I)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算1(II)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算1(III)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算IV)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i
(略)

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数

i
ii
(略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) (4)
(略)

(3) (2)
夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) (4)
(略)

- (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (第一号口(1)「f」の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)
- i・ii (略)
- iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- (1) (4) (略)
- (4) (8) (略)
- イ 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (略)
- 口 夜勤職員配置加算(I)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(II)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(III)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(IV)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (二) (略)
- (三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (第一号口(1)「f」の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)
- i・ii (略)

- (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (第一号口(1)「f」の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)
- i・ii (略)
- イ 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (略)
- 口 夜勤職員配置加算(I)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(II)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(III)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(IV)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (二) (略)
- (三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (第一号口(1)「f」の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)
- i・ii (略)

七の二十一 (略)

(厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の一部改正)

第110条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数(平成11年厚生省告示第110号)の一部を次の表のとおり改正する。

(傍線部分は改正部分)

ハ 夜間勤務等看護(ⅠからⅣまでを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行つ職員の勤務条件に関する基準)
第11号口(3)の規定を準用する。

七の二十一 (略)

改 正 後	改 正 前
別表第一 <p>1 感染対策指導管理 (1日につき) 6単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「<u>指定居宅サービス基準</u>」という。)第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び介護医療院であるものを除く。以下この表において同じ。)又は指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「<u>介護予防サービス基準</u>」という。)第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び介護医療院であるものを除く。以下この表において同じ。)において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護(指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)又は介護予防指定短期入所療養介護(介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を受けている利用者について、所定単位数を算定する。</p>	別表第一 <p>1 感染対策指導管理 (1日につき) 6単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「<u>指定居宅サービス基準</u>」という。)第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>及び<u>指定居宅サービス基準附則第5条第3項</u>により読み替えられた<u>指定居宅サービス基準第144条</u>に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下この表において同じ。)、<u>指定介護療養型医療施設</u>(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の<u>介護保険法</u>(平成9年法律第123号。以下「<u>平成18年旧介護保険法</u>」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)又は指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「<u>介護予防サービス基準</u>」という。)第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>及び<u>介護予防サービス基準附則第5条第3項</u>により読み替えられた<u>介護予防サービス基準第189条</u>に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下この表において同じ。)において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護(指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)、<u>指定介護療養施設サービス</u>(平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)又は介護予防指定短期入所療養介護(介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を受けている利用者又は入院患者について、所定単位数を算定する。</p>
<p>2 褥 痒対策指導管理 (1日につき) 6単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、常時褥 痒対策を行う場合に、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者(日常生活の自立度が低い者に限る。)について、所定単位数を算定する。</p>	<p>2 褥 痒対策指導管理 (1日につき) 6単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所、<u>指定介護療養型医療施設</u>又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、常時褥 痒対策を行う場合に、<u>指定短期入所療養介護</u>、<u>指定介護療養施設サービス</u>又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者(日常生活の自立度が低い者に限る。)について、所定単位数を算定する。</p>

3 削除

250単位

4 (略)

5 特定施設管理（1日につき）

250単位

注1 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者に対して、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う場合に、所定単位数を算定する。

2 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者に対して、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき300単位、2人部屋の場合にあっては1日につき150単位を加算する。

6 重症皮膚潰瘍管理指導（1日につき）

18単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を有する者又は、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）を行なう場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき300単位、2人部屋の場合にあっては1日につき150単位を加算する。

7 薬剤管理指導

350単位

注1 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおいて

3 初期入院診療管理

250単位

注 指定介護療養型医療施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、入院患者に対して、その入院に際して医師が必要な診察、検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合に、入院中1回（診療方針に重要な変更があった場合にあっては、2回）を限度として所定単位数を算定する。

4 (略)

5 特定施設管理（1日につき）

250単位

注1 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）を行なう場合は、所定単位数を算定する。

2 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）を行なう場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき300単位、2人部屋の場合にあっては1日につき150単位を加算する。

6 重症皮膚潰瘍管理指導（1日につき）

18単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの（以下「重症皮膚潰瘍」という。）を除く。）を行なう利用者は、重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行なった場合に、所定単位数を算定する。

7 薬剤管理指導

350単位

注1 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟に

て、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に、週1回に限り、月に4回を限度として所定単位数を算定する。

2 (略)

8 医学情報提供

イ 医学情報提供(I)

220単位

ロ 医学情報提供(II)

290単位

注1 イについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者の退所時に、診療に基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者の退所時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者の退所時に、診療に基づき、病院での診療の必要を認め、病院に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者の退所時に、診療に基づき、診療所での診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者の紹介を行った場合に所定単位数を算定する。

おいて行われるもの(除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))を受けている利用者又は入院患者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に、週1回に限り、月に4回を限度として所定単位数を算定する。

2 (略)

8 医学情報提供

イ 医学情報提供(I)

220単位

ロ 医学情報提供(II)

290単位

注1 イについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、病院での診療の必要を認め、病院に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの(除く。))を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、診療所での診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合に所定単位数を算定する。

9 理学療法（1回につき）

イ 理学療法(I)

123単位

ロ 理学療法(II)

73単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者に対して、理学療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定し、ロについては、それ以外の指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。

2 理学療法については、利用者1人につき1日3回（作業療法及び言語聴覚療法と併せて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 理学療法(I)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、利用者が理学療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は介護保険法(以下「法」という。)第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注3の規定により加算する場合はこの限りでない。

4 (略)

5 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

10 作業療法（1回につき）

123単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者に対して、作業療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。

9 理学療法（1回につき）

イ 理学療法(I)

123卖位

ロ 理学療法(II)

73卖位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定し、ロについては、それ以外の指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。

2 理学療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回（作業療法及び言語聴覚療法と併せて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 理学療法(I)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、利用者が理学療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は介護保険法(以下「法」という。)第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注3の規定により加算する場合はこの限りでない。

4 (略)

5 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

10 作業療法（1回につき）

123卖位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、作業療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。

2 作業療法については、利用者1人につき1日3回（理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注3の規定により加算する場合はこの限りでない。

4 (略)

5 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の作業療法士を2名以上配置して作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

11 言語聴覚療法（1回につき） 203単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者に対して、言語聴覚療法を個別に行つた場合に、所定単位数を算定する。

2 言語聴覚療法については、利用者1人につき1日3回（理学療法及び作業療法と併せて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の言語聴覚士を2名以上配置して言語聴覚療法を行つた場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

12 集団コミュニケーション療法（1回につき） 50単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者に対して、集団コミュニケーション療法を行つた場合に、所定単位数を算定する。

2 作業療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回（理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行つた場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注3の規定により加算する場合はこの限りでない。

4 (略)

5 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の作業療法士を2名以上配置して作業療法を算定すべき作業療法を行つた場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

11 言語聴覚療法（1回につき） 203単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの）を除く）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの）を除く）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの）を除く）を受けている利用者又は入院患者に対して、言語聴覚療法を個別に行つた場合に、所定単位数を算定する。

2 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回（理学療法及び作業療法と併せて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の言語聴覚士を2名以上配置して言語聴覚療法を行つた場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

12 集団コミュニケーション療法（1回につき） 50単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの）を除く）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの）を除く）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの）を除く）を受けている利用者又は入院患者に対して、集団コミュニケーション療法を行つた場合に、所定単位数を算定する。

2 集団コミュニケーション療法については、利用者1人につき1日3回に限り算定するものとする。	
13 摂食機能療法（1日につき）	208単位
注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算定する。	
14 削除	
15 削除	
16 精神科作業療法（1日につき）	220単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。	
17 認知症老人入院精神療法（1週間につき）	330単位
注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者に対して、認知症老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。	
別表第二	
1 感染対策指導管理（1日につき）	6単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、病院及び診療所であるものを除く。以下この表において同じ。）、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所（介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短	
2 集団コミュニケーション療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回に限り算定するものとする。	
13 摂食機能療法（1日につき）	208単位
注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。）を受けている利用者又は入院患者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算定する。	
14 短期集中リハビリテーション（1日につき）	240単位
注 指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。）を受けている入院患者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を算定する場合は、算定しない。	
15 認知症短期集中リハビリテーション（1日につき）	240単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者のうち、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、1週に3日を限度として所定単位数を算定する。	
16 精神科作業療法（1日につき）	220単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。	
17 認知症老人入院精神療法（1週間につき）	330単位
注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。	
別表第二	
1 感染対策指導管理（1日につき）	6単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録さ	

期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、病院及び診療所であるものを除く。以下この表において同じ。)において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス(法第48条第1項第3号に規定する介護医療院サービスをいう。以下同じ。)又は介護予防指定短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者について、所定単位数を算定する。

2 検査対策指導管理		
イ 検査対策指導管理(I)	6 単位	
ロ 検査対策指導管理(II)	10単位	
注1 (略)		
2 ロについては、検査対策指導管理(I)に係る別に厚生労働大臣が定める基準を満たす介護医療院において、入所者ごとの検査対策等に係る情報を厚生労働省に提出し、検査対策の実施に当たって、当該情報その他検査対策の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し、かつ、施設入所時に検査が認められた入所者について当該検査が治癒した場合又は施設入所時に検査が発生するリスクがあるとされた入所者について検査の発生のない場合に、1月につき所定単位数を算定する。		
3~8 (略)		
9 理学療法(1回につき)		
イ 理学療法(I)	123単位	
ロ 理学療法(II)	73単位	
注1~5 (略)		
6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、作業療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。		
7 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、リハビリテーションを行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数に20単		

れるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、病院、診療所及び老人性認知症疾患療養病棟であるものを除く。以下この表において同じ。)、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所(介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、病院、診療所及び老人性認知症疾患療養病棟であるものを除く。以下この表において同じ。)において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス(介護保険法第48条第1項第3号に規定する介護医療院サービスをいう。以下同じ。)又は介護予防指定短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者について、所定単位数を算定する。

2 検査対策指導管理		
イ 検査対策指導管理(I)	6 単位	
ロ 検査対策指導管理(II)	10単位	
注1 (略)		
2 ロについては、検査対策指導管理(I)に係る別に厚生労働大臣が定める基準を満たす介護医療院において、入所者ごとの検査対策等に係る情報を厚生労働省に提出し、検査対策の実施に当たって、当該情報その他検査対策の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し、かつ、施設入所時に検査が認められた入所者について当該検査が治癒した場合又は施設入所時に検査が発生するリスクがあるとされた入所者について検査の発生のない場合に、1月につき所定単位数を算定する。		

3~8 (略)		
9 理学療法(1回につき)		
イ 理学療法(I)	123単位	
ロ 理学療法(II)	73単位	
注1~5 (略)		
6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、作業療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。		
(新設)		

位を加算する。ただし、作業療法の注7又は言語聴覚療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。

- イ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- ロ 注6を算定していること。
- ハ 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者（二において「関係職種」という。）が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- ミ ハで共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、関係職種の間で共有していること。

10 作業療法（1回につき） 123単位

注1～5 （略）

6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

7 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、リハビリテーションを行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数に20単位を加算する。ただし、理学療法の注7又は言語聴覚療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。

- イ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- ロ 注6を算定していること。
- ハ 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者（二において「関係職種」という。）が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- ミ ハで共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、関係職種の間で共有していること。

11 言語聴覚療法（1回につき） 203単位

注1～3 （略）

4 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は作業療法の注6の規定により加算する場合はこの限りでない。

10 作業療法（1回につき） 123単位

注1～5 （略）

6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

(新設)

11 言語聴覚療法（1回につき） 203単位

注1～3 （略）

4 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法又は作業療法の注6の規定により加算する場合はこの限りでない。

(新設)

5 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、リハビリテーションを行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数に20単位を加算する。ただし、理学療法の注7又は作業療法の注7の規定により加算する場合はこの限りでない。

イ 口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。

ロ 注4を算定していること。

ハ 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者（ニにおいて「関係職種」という。）が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。

二 ハで共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、関係職種の間で共有していること。

12~17 (略)

(厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等の一部改正)
第一十一条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	
		改	正	前
一・一二 (略)		一・一二 (略)		
三 特別診療費における初期入所診療管理の基準 イ (略)		三 特定診療費における初期入院診療管理の基準 イ (略)		

ロ 病名、症状、予定される検査の内容及びその日程並びに予定されるリハビリテーションの内容及びその日程その他入所に関し必要な事項が記載された総合的な診療計画である」と。
ハ 当該診療計画が入所した日から起算して二週間以内に、入所者に対し文書により交付され説明がなされるものであること。

(削る)

三の二 特別診療費における初期入所診療管理の基準

第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「入院」とあるのは「入所」と、「患者」とあるのは「入所者」と読み替えるものとする。

四～五の二 (略)

六 特定診療費及び特別診療費における薬剤管理指導の施設基準

イ・ロ (略)
ハ 利用者又は入所者に対し、利用者又は入所者」とに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む）を行い、薬剤師による服薬指導を行つてゐる」と。

七 特定診療費及び特別診療費における理学療法又は作業療法の施設基準
イ 理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準

(1) (略)

(2) 利用者又は入所者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものである」と。

(3)・(4) (略)

(1) (略)

(2) 利用者、入院患者又は入所者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものである」と。

(3)・(4) (略)

□ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準

- (1) (略)
 (2) 利用者又は入所者の数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3) (4) (略)

八 特定診療費及び特別診療費における言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ (略)

□ 利用者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

九 特定診療費及び特別診療費における集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準

イ (略)

□ 利用者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

十 特別診療費における認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準

イ (略)

□ 入所者の数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

十一 特定診療費及び特別診療費における精神科作業療法の施設基準

イ (略)

□ 利用者又は入所者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。

ハ (略)

(介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の算定による改正)

第二十二条 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号) 別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注12から注15まで及びチからヌまでの規定による加算又は減算に係る費用の額	一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号) 別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注10から注13まで及びトからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額	一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号) 別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注4から注7まで及びニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費のイの注6から注9まで及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

(傍線部分は改正部分)

□ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準

- (1) (略)
 (2) 利用者、入院患者又は入所者の数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3) (4) (略)

八 特定診療費及び特別診療費における言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ (略)

□ 利用者、入院患者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

九 特定診療費及び特別診療費における集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準

イ (略)

□ 利用者、入院患者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

十 特別診療費及び特別診療費における認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準

イ (略)

□ 入院患者又は入所者の数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

十一 特定診療費及び特別診療費における精神科作業療法の施設基準

イ (略)

□ 利用者、入院患者又は入所者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。

ハ (略)

(介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部改正)

第二十二条 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(平成十二年厚生省告示第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	前
五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注5、注9、注23及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の口又はハを算定している場合において、口又はハの規定による費用の額	五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注3、注7、注21及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の口又はハを算定している場合において、口又はハの規定による費用の額	二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及びニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及びニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注4若しくは注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)からイの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注4若しくは注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額

六 (略)

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の子からルまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のトからヌまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注19、イ(8)、イ(9)、ハ(7)並びにホ(10)及び(13)に係る費用の額並びにイ(10)から(13)まで、口(11)から(14)まで、ハ(9)から(12)まで及びホ(15)から(18)までの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注15、イ(7)、口(8)、ハ(6)並びにホ(9)及び(11)に係る費用の額並びにイ(9)から(12)まで、口(10)から(13)まで、ハ(8)から(11)まで及びホ(13)から(16)までの規定による加算に係る費用の額

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のルからカまでの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のチからルまでの規定による加算に係る費用の額

十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注3から注5までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注3から注5までの規定による加算に係る費用の額

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費のイからハまでの注8から注14まで並びにハからワまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及び口の注5から注8まで並びにニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及び口の注5、注7及び注19並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地

域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及び口の注5、注7及び注18並びにハからヘまでの規定による加算又は減

算に係る費用の額

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注10から注12まで並びにリ、又及びヨからソまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地

域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額(イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)からイ(1)の規定による費用の額(イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場

(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注2若しくは注5を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)からイの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注2若しくは注5を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額

六 (略)

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のハからリまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホからチまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、イ(7)、口(8)、ハ(6)、ニ(6)並びにホ(9)及び(12)に係る費用の額並びにイ(8)から(11)まで、口(9)から(12)まで、ハ(7)から(10)まで、ニ(7)から(10)まで及びホ(13)から(16)までの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(6)、口(7)、ハ(5)、ニ(5)、ホ(8)及び(10)に係る費用の額並びにイ(7)から(10)まで、口(8)から(11)まで、ハ(6)から(9)まで、ニ(6)から(9)まで及びホ(11)から(14)までの規定による加算に係る費用の額

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のトからヌまでの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の二からトまでの規定による加算に係る費用の額

十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費のイ及び口の注5から注11まで並びにホ及びチからルまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及び口の注3から注6まで並びにニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及び口の注5、注9及び注24並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注7から注9まで、リ、又及びヨからレまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及び口の注4を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額(イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)からイ(1)の規定による費用の額(イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合に

合にあつては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注10から注12まで並びにヘルカラ力までの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額(イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)からイ(1)の規定による費用の額(イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額。

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のソからナまでの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のタからツまでの規定による加算に係る費用の額

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及び口の注9から注11まで並びにヲ、ワ、ヨ、レからツまで及びウからオまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額(イ及び口の注2のただし書に該当する場合又は注7を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)からイ(1)の規定による費用の額(イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及び口の注9から注11まで並びにヲ、ワ、ヨ、レからツまで及びウからオまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額(イ及び口の注2のただし書に該当する場合又は注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)からイ(1)の規定による費用の額(イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額

第二十三条 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注12から注15まで及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額			
二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注6から注9まで並びにホ及びビへの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費のイの注6から注9まで並びに二及びホの規定による加算又は減算に係る費用のは減算に係る費用の額			
三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注8から注13まで及び注15並びにリの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及び口の注7から注12まで並びにトの規定による加算又は減算に係る費用の額			
四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費のイの注4から注7まで及び二の規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注4から注7まで及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額			

あつては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注7から注9まで、ヘ及びソからツまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額(イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)からイ(1)の規定による費用の額(イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額。

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヲからヨまでの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のルからカラ力までの規定による加算に係る費用の額

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及び口の注9から注11まで並びにヲ、ワ、ヨ、レからツまで及びウからオまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額(イ及び口の注2のただし書に該当する場合又は注7を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)からイ(1)の規定による費用の額(イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額。

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及び口の注6から注8まで並びにヲからツまで及びウからオまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額(イ及び口の注2のただし書に該当する場合又は注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)からイ(1)の規定による費用の額(イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額。

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注5、注9、注23及び二及びホの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注4若しくは注7を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイ及びロの注4、注8及び注23並びにホ及びヘの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロを算定している場合において、ロの規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合にあつては、この規定による費用の額）からイの規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合にあつては、この規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注4及び注9並びにリ及びヌの規定による加算又は減算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のチ及びリの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のト及びチの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注19、イ(8)、ロ(9)、ハ(7)並びにホ(10)及び(13)に係る費用の額並びにイ(10)及び(11)、ロ(11)及び(12)、ハ(9)及び(10)並びにホ(15)及び(16)の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注15、イ(7)、ロ(8)、ハ(6)並びにホ(9)及び(11)に係る費用の額並びにイ(9)及び(10)、ロ(10)及び(11)、ハ(8)及び(9)並びにホ(13)及び(14)の規定による加算に係る費用の額

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のル及びヲの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のチ及びリの規定による加算に係る費用の額

十 (略)

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表「以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費のイからハまでの注8から注14まで並びにヘ、又及びルの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注5から注8まで並びに二及びホの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注5、注7及び注19並びにハ及びニの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注5、注7及び注18並びにハ及びニの規定による加算又は減算に係る費用の額

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注5、注9、注23及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注4若しくは注7を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注2、注6、注21及びホからチまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合は、この規定による費用の額）からイの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合は、この規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、注7及びヌからワまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のチからルまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のトからヌまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注19、イ(8)、ロ(9)、ハ(7)並びにホ(10)及び(13)に係る費用の額並びにイ(10)から(13)まで、ロ(11)から(14)まで、ハ(9)から(12)まで並びにホ(15)から(18)までの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注15、イ(7)、ロ(8)、ハ(6)並びにホ(9)及び(11)に係る費用の額並びにイ(9)から(12)まで、ロ(10)から(13)まで、ハ(8)から(11)まで及びホ(13)から(16)までの規定による加算に係る費用の額

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のルからカまでの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のチからルまでの規定による加算に係る費用の額

十 (略)

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表「以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費のイからハまでの注8から注14まで並びにヘ及びヌからワまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注5から注8まで並びに二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注5、注7及び注19並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注5、注7及び注18並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注10から注12まで並びにリ、又ヨ及びタの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注10から注12まで並びにヘ、ル及びヲの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注7を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のソ及びツの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のタ及びレの規定による加算に係る費用の額

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のル及びヲの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のタ及びレの規定による加算に係る費用の額

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のル及びヲの規定による加算に係る費用の額

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及び口の注9から注11まで並びにヲ、ワ、ヨ、レからツまで、ウ及びヰの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及び口の注2のただし書に該当する場合又は注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注7を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額

第二十四条 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

一〇七 (略)

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注20、イ(8)、口(9)、ハ(7)並びにホ(10)及び(13)に係る費用の額並びにイ(10)及び(11)、口(11)及び(12)、ハ(9)及び(10)並びにホ(15)及び(16)の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注16、イ(7)、口(8)、ハ(6)並びにホ(9)及び(11)に係る費用の額並びにイ(9)及び(10)、口(10)及び(11)、ハ(8)及び(9)並びにホ(13)及び(14)の規定による加算に係る費用の額

九十七 (略)

九十七 (略)

改 正 前

一〇七 (略)

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注19、イ(8)、口(9)、ハ(7)並びにホ(10)及び(13)に係る費用の額並びにイ(10)及び(11)、口(11)及び(12)、ハ(9)及び(10)並びにホ(15)及び(16)の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注15、イ(7)、口(8)、ハ(6)並びにホ(9)及び(11)に係る費用の額並びにイ(9)及び(10)、口(10)及び(11)、ハ(8)及び(9)並びにホ(13)及び(14)の規定による加算に係る費用の額